

いま 泉 隆 お  
今 泉 隆 雄

学位の種類 博士(文学)  
学位記番号 文第93号  
学位授与年月日 平成6年6月16日  
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 古代宮都の研究  
論文審査委員 (主査)

教授 渡邊 信夫 教授 羽下 徳彦  
教授 須藤 隆

## 論文内容の要旨

### 目次

#### 第1部 飛鳥

##### 第1章 飛鳥の須彌山と齋槻

はじめに 1 飛鳥寺の西の地域 2 須彌山の園池  
3 漏刻台 4 齋槻 5 飛鳥寺の西の齋槻の広場  
6 両槻宮 おわりに

##### 第2章 飛鳥の漏刻台と時刻制の成立

はじめに 1 水落遺跡と漏刻台 2 令制の漏刻と時刻制  
3 時刻制の導入 4 漏刻設置の意義 おわりに

##### 第3章 「飛鳥浄御原宮」の宮号命名の意義

はじめに 1 朱鳥元年条の信憑性 2 宮号命名の時期  
3 朱鳥元年宮号命名の意味 4 宮号命名の遅延の事情  
おわりに

#### 第2部 平城京

##### 第1章 平城宮大極殿朝堂考

はじめに 1 発掘調査の成果 2 大極殿・朝堂の変遷

3 2つの「朝堂」 おわりに

## 第2章 平城宮大極殿朝堂再論

はじめに 1 発掘調査の成果 2 中央区・東区の構造と用途

3 平城宮大極殿・朝堂の歴史的意義

## 第3章 「平城京」市指図と東西市の位置

はじめに 1 本巻の成り立ち 2 市指図の年代

3 市の坪付復原 おわりに

## 第4章 平城京の朱雀大路

はじめに 1 朱雀大路の景観 2 朱雀大路の維持・管理

3 都城と朱雀大路 おわりに

## 第3部 宮都の諸問題

### 第1章 律令制都城の成立と展開

1 都城制研究の成果 2 大極殿・朝堂の成立 3 律令制都城制の成立

4 律令制都城の完成 5 都城と律令国家

### 第2章 8世紀造宮官司考

はじめに 1 造宮省時代の造宮と造宮官司 2 長岡京・平安京の造宮官司

3 造宮官司の諸問題—むすびにかえて—

### 第3章 長岡宮宮城門号考

はじめに 1 三代の式の宮城門号の配置 2 「延喜式」

門号の年代 3 「弘仁・貞観式」門号の年代 おわりに

### 付論 藤原宮・平城宮の宮城門号

### 第4章 平安京の造京式

はじめに 1 出典からみた信憑性 2 内容からみた信憑性(1)

3 内容からみた信憑性(2) 4 造京式の内容

おわりに

## 要 旨

本研究は7世紀から9世紀までの日本の宮都に関する研究である。全11編の論文を3部に編別構成した。第1部「飛鳥」は7世紀の飛鳥の宮都の諸問題、第2部「平城京」は8世紀の平城宮・京の諸問題、第3部「宮都の諸問題」は宮都全体に関わる問題と、長岡京・平安京に関する問題を扱った。

## 第1部 飛 鳥

### 第1章 飛鳥の須彌山と斎槻

飛鳥には592年から694年までのほぼ1世紀の間、一時宮が外に出ることはあったが、歴代の宮室が営まれ倭京と呼ばれる京が形成されていた。倭京は藤原京に始まる条坊制都城の前段階の京で、その構造についてはこれまで方格地割に基づくという考えが提起されていたが、発掘調査の進展などによって方格地割論が成立しないことが明らかになった。本章はこのような研究状況をふまえて、文献史料が多く発掘調査も進んでいる飛鳥寺の西の地域の諸施設を個別的に明らかにすることによって、倭京の構造の一端を明らかにしようとする試みである。

飛鳥は東西1キロメートル、南北2.5キロメートルの狭い小盆地で、飛鳥寺はそのほぼ中央に、倭京の最初の時期の6世紀末から7世紀初に建立された。「日本書紀」と発掘調査の成果によれば、飛鳥寺の西の地域には、7世紀半ばから末にかけて、須彌山を形どった園池、漏刻台、槻を中心とした広場が設けられていた。

須彌山の園池は「日本書紀」斉明紀に657年から660年まで見え、飛鳥寺寺域西北方にある石神遺跡に当たり、同地から出土した須彌山石と呼ばれる、石製の須彌山形の噴水施設が須彌山に当たる。仏教において須彌山は世界の中心に存する聖山で、帝釈天などが住む。この須彌山の園池は仏教の須彌山世界を園池の形で作った神聖な場であり、蝦夷・隼人ら夷狄の服属儀礼の場として用いられた。

石神遺跡の南に接する水落遺跡は、660年中大兄皇太子が作った日本最初の漏刻を設けた漏刻台の遺構である。この漏刻台の建設によって、日本において初めて時刻制が本格的に開始された。漏刻台の鐘鼓などによって、倭京に住む官人には宮への出・退勤の時刻、また住人には時刻を報知した。漏刻台の建設は倭京における官人・庶人の集住が一定程度に達したことをしめす。

飛鳥寺の西には大槻（けやき）を中心とする広場があり、「日本書紀」の7世紀半ばから末にかけてしばしば見える。日本古代において槻を神の依代として祭る斎槻信仰があり、飛鳥寺西の槻もこの斎槻で、その広場は夷狄の服属儀礼などが行われる神聖な場であった。また飛鳥の東南方の多武峰に斉明朝に造られた両槻宮も、斎槻を中心とする宗教的施設である。

以上の個別的検討をふまえて、倭京は歴代の宮室の集中、豪族・庶人の集住、寺の建立、官の施設の造営などによって自然に形成された京であり、須彌山の園池・漏刻台が造られた斉明朝が京の形成の一つの画期であると考えた。倭京は宮室、豪族・庶人の住居、寺院、官の施設などによって構成される。宮室は天皇の代替わりごとに遷造される。官の施設は宮室の周辺に集中せず、京内に散在的に所在し、藤原宮以降のように宮室と官の施設が集中する「宮城」は成立していなかった。

## 第2章 飛鳥の漏刻台と時刻制の成立

飛鳥の水落遺跡が、660年に造られた日本最古の漏刻台遺構であることを論証し、それをめぐって日本における時刻制の成立の過程と意義について考察した。日本において時刻制は、暦の本格的に施行された推古朝を受けて、次の舒明朝の636年ごろ導入が意図されたが、使用した時計が日時計であったためか実施できず、斉明朝の660年中大兄皇太子による漏刻（水時計）の製作と漏刻台

の建造によって完全な形で実現した。時刻制の導入は生活の便宜のためでなく、官僚制整備の一環として官人の出・退勤の定刻制の実現のために行われた。思想的には中国における天子が時間を支配するという考えの実現の意味をもった。漏刻台の鐘鼓によって定時法による時刻が報知されるとともに、官人の出・退勤に連動する宮室の諸門の開閉のための鼓が打たれた。これは不定時法的な時法であり、京の官人・庶人の生活を規制した。

### 第3章 「飛鳥浄御原宮」の宮号命名の意義

飛鳥浄御原宮は倭京最後の宮室で、重要な位置を占め、672年から694年までの天武・持統二代の宮室である。この宮の基礎的事実を確定する意味で、その宮号命名の事情と意義について明らかにし、一般的な宮号の意義について論及した。一般的には宮号は遷宮の前後に命名されるが、浄御原宮は遷宮14年後の686（朱鳥元）年に命名されて異例に遅い。また宮号は一般にその地名によることが多いが、浄御原宮という宮号は地名によらず、一種の嘉号である。浄御原宮の宮号以前に地名による通称が行われていたことが想定され、686年における飛鳥浄御原宮という宮号命名は、天武天皇が重病で、その原因と考えられた草薙の剣の祟りを祓い清めるために、朱鳥建元とともになされたことである。

## 第2部 平城京

### 第1章 平城宮大極殿朝堂考

平城宮跡には大極殿・朝堂跡と推定される地区が、宮の中央の朱雀門中軸線上の地区（中央区）と、その東の壬生門中軸線上の地区（東区）の2つがある。第1・第2章はこの2地区の大極殿・朝堂の変遷とその歴史的意義を明らかにしようとするものである。大極殿・朝堂は天皇と臣下が会集して儀式・政務を行う宮城の中で最も重要な施設であるから、この問題は平城宮の構造と歴史を考えるためにきわめて重用である。第1章は1979年、第2章は1988年に執筆され、その間に両地区の発掘調査は大きく進展し、それに伴い両論文の間では見解が変わっている。

第1章では、それまで主張されていた、中央区は最初の、東区は第二次的な大極殿・朝堂であるという、いわゆる第一次・第二次大極殿・朝堂説にのっとって考察し、次の点を主張した。(1)中央区に和銅創建の大極殿・朝堂があり、東区には721年に始まる宮内改作によって大極殿・朝堂が造営された。東区の大極殿・朝堂の造営は、首皇太子（聖武天皇）の即位をめざして行われた。(2)東区の大極殿・朝堂の成立後、中央区は「中宮」－「朝堂」と呼ばれ、東区の大極殿・朝堂と併存した。(3)「中宮」は従来いわれているように内裏の別称ではなく、大極殿と同じ天皇出御の場であり、中宮－朝堂は主に国家的な饗宴の場に用いられ、平安宮の豊楽院の原型となる。

### 第2章 平城宮大極殿朝堂再論

発掘調査の進展によって、東区にこれまで考えられていた礎石建物の上層遺構に先行する、掘立

柱建物の下層遺構があり、和銅創建の当初から中央区・東区の施設が併存することが明らかになった段階で執筆し、次のように考えた。(1)中央区は大きく3時期の遺構変遷をするが、和銅創建に始まる時期は、北地区に壇上の大極殿と壇下の朝庭、東区は和銅に下層遺構の掘立柱建物群が造られ、神亀前後に上層遺構の礎石建物群に立て替えられた。下層・上層遺構とも藤原宮に始まる大極殿と十二朝堂の建物配置である。(2)和銅から740年の恭仁京遷都まで中央区が大極殿・朝堂と称され、745年の平城京遷都から東区が大極殿・朝堂と称されるようになる。中央区北地区は奈良時代前半に内部に大極殿を置きながら地区全体は中宮と呼ばれ、また東区の十二堂は和銅当初から朝堂と呼ばれた。(3)和銅当初からの中央区・東区の併存を、各地区の施設の機能の分担の視点から解釈した。奈良時代前半には、中央区の北地区(中宮=大極殿・朝庭)は即位・朝賀などの儀式、南地区の四朝堂は饗宴、東区は朝政・告朔などの政務の場、すなわち中央区は非日常的な「ハレ」の場、東区は日常的な「ケ」の場であり、745年以降の奈良時代後半には、東区は儀式・政務、中央区南地区は饗宴という分担になった。このことの解明には遺構による建物配置の構造と行事を行う場の構造の比較という方法をとった。(4)奈良時代前半に藤原宮から受け継いだ正殿-十二朝堂の伝統的な構造の施設を東区に設けるとともに、宮城で最も重要な中央区に新しい構造の大極殿-四朝堂を設けたが、これは、大宝律令における天皇と臣下の関係を規定する儀式の完成による、儀式と饗宴の重視を宮城造営に具現化したものである。奈良時代後半における儀式と政務の東区と、饗宴の中央区の併存は、平安宮の朝堂院と豊楽院の併存の原型となった。

### 第3章 「平城京市指図」と東西市の位置

平城京の東西市の所在地と坪付復原の基礎資料である「平城京市指図」を史料学的に検討し、さらに市の坪付復原についての新説を提示した。「平城京市指図」はメモ的に市の坪付を画いた図で、幕末の1866年頃に鶴飼徹定が奈良時代の古文書を整理して成った卷子本に含まれる。接続する文書と紙背文書との関係から、市指図の作成年代を天平初から天平感宝元年(749)までの間と推定した。市指図の描き方の検討と、市の場所を示す六字の「市」のうち二字が墨抹されていることから、市の所在地は、東市は左京八条三坊、西市は右京八条二坊の、それぞれ五・六・十一・十二坪の四坪であると考え、それまでの五・六・七・十・十一・十二坪の六坪説の誤りを正した。

### 第4章 平城京の朱雀大路

平城京の朱雀大路について、その景観、維持、管理の体制などを通してその本質を明らかにし、更に朱雀大路と羅城門の本質を通して、律令制都城の性格の一端を明らかにしようとしたものである。京の正面大路である朱雀大路は、平城京・平安京とも路幅が71メートル前後で、他の大路の三倍の広さであり、道路の実用性を超えている。朱雀大路の両側には築垣が延延と続き、官司や貴族の邸宅の門を開くことが規制されていた。朱雀大路の景観は大空閑地帯とでも言うべきものであった。朱雀大路は築垣の修理、街路樹の管理、溝の掃除・掘削などを、一般大路と異なって官の手で

行うことになっており、特別の体制がとられた。都城は律令制国家の国家としての威容を国内的・対外的に示すために建設された政治的都市であり、朱雀大路と羅城門はそのために設けられた装置の一つである。朱雀大路が道路の実用性をかけ離れた広さを持ち、築垣の維持を始め、その景観の維持のために特別の維持・管理の体制がとられ、形式的な羅城門が規模壮大に造られたのは、これらが国内的・対外的な服属者を威圧する機能をもたされたからであり、特に対外的な面で来朝する外国使節が意識されていた。

### 第三部 宮都の諸問題

#### 第1章 律令制都城の成立と展開

7世紀初から9世紀初までの宮都の歴史の概説で、本書のなかで「まとめ」の意味を持つ章である。内裏、大極殿・朝堂の宮室中枢部と条坊制都城の二つの問題を中心にして、律令制都城の成立、完成、展開の過程を明らかにし、さらに律令国家にとっての都城の意義を考察した。律令制都城の成立と完成は律令制国家のそれらに対応する。律令都城は、浄御原令による律令制国家の成立に対応して藤原京において成立し、大宝律令によるその完成に対応して平城京において完成する。藤原京における律令制都城の成立は、(1)宮中枢部における大極殿の成立、(2)内裏、大極殿・朝堂を中核として中央官司を集中した宮城の成立、(3)条坊制都城の採用を内容とする。

宮中枢部については7世紀初の小墾田宮において、天皇の居住する内裏の南に朝廷・朝堂が配置される構造が成立し、7世紀半ばの前期難波宮において、内裏の内部が天皇の居住する私的な空間である正殿と、公的な空間である前殿区に分裂し、前殿は前殿区脇殿と朝堂の正殿の役割を果たす。

藤原京に至って内裏と朝堂の間に大極殿が割って入り、内裏、大極殿・朝堂の宮中枢部が成立する。大極殿は天皇が出御する朝堂に対する独自の正殿である。大極殿・朝堂で行う重要な儀式は即位儀と朝賀である。大極殿は天皇の即位のたびに築かれた神聖な即位壇場に系譜を引き、浄御原令における大王から天皇への称号の改変、即位儀式の整備に対応し、また歴代遷宮から恒久的な宮城の成立に伴って設けられた。条坊制都城は倭京・難波京では成立していず、藤原京にいたって成立した。

藤原京は最初の律令制都城として未成熟な面があり、次の平城京で完成した形態をとる。平城京の面積は藤原京の約3.5倍で規模が飛躍的に拡大し、長岡京・平安京にはほぼ継承される。大極殿・朝堂については、北に大極殿・朝庭、南に四朝堂を配する新しい構造の中央区と、大極殿・十二朝堂の伝統的構造の東区が併存し、中央区で儀式・饗宴、東区で政務を行い、機能を分担する。中央区・東区の併存は、中央区における新構造の大極殿・朝堂の創出によって起こったが、これは大宝令による即位・朝賀などの儀式の完成を宮城の造営に具現化したものである。こうして平城京において律令制都城が完成する。

長岡宮にいたって、内裏が大極殿から離れることとなり、大極殿は内裏との関係がなくなり、朝堂の正殿の意味しか持たなくなり、大極殿・朝堂・朝集堂の包括呼称としての「朝堂院」の語が成

立する。平安宮ではこれを受けて、大極殿の前の閤門・回廊がなくなって大極殿と朝堂が一体的な構造となる。

律令制都城・宮室は、天皇が居住し中央諸官司が所在する中央集権の律令国家の全国支配の拠点であるという基本的性格をもち、そのうえに天皇、国家の国内的・対外的支配の威厳を誇示する舞台としての性格をもつ。国内的には天皇と貴族・官人、国家と公民、対外的には諸蕃・夷狄との間の支配と被支配の関係において、被支配者を威圧する舞台である。律令制都城はこのように国家の支配の根幹に関わるものであるゆえに、その建造に莫大な国費が費やされた。

## 第2章 8世紀造宮官司考

8世紀初の平城京造宮から同末の平安京造宮までの間の宮都の造宮と改作の事業について、主にそれを担当した造宮官司の検討から考察したものである。このほぼ1世紀の時代は平城・恭仁・長岡・平安京の首都とともに、難波・紫香楽・保良・由義宮の副都があいついで造宮され、また平城京の時代はいくたびも宮城が改作され、ほとんど全時期を通じて宮都の造宮事業が行われた。造宮官司は、常置の官司として造宮省が、ほぼ平城京時代に重なる708年から782年までの間設けられ、その他に個別の造宮ごとに臨時の造宮官司が組織された。

宮都の造宮・改作は規模によって、(1)首都の造宮。条坊をもつ京城と宮城の造宮。(2)副都の造宮。京城を造宮することもあるが、宮城を中心とする造宮。(3)平城宮の改作の3段階がある。(1)首都の造宮は臨時の造宮官司が設けられることが多く、律令官司としては異例であるが長官を2人として、1人に公卿を任命するのが通例である。国力をあげて行う大事業を公卿会議の統轄下に行おうとしたものである。(2)副都の造宮にも臨時の造宮官司が設けられたが、その造宮官司は造宮省の機構の一部を割いて組織した場合(紫香楽・保良宮)と、造宮省と関係なく組織した場合(難波・由義宮)があった。造宮省は平城京時代に造宮の中核的官司であるが、主に宮城の造宮・改作にあたる官司で京城の造宮には及ばなかった。

造宮官司の面から見ると、首都の造宮のなかでは規模や官の位階において、長岡京の造宮官司が最大・最高で、平安京が最小・最低であった。副都の造宮では難波京の官司が首都の官司並みの体制をとった。また平城京の改作の中では、721年に始まる聖武天皇の即位をめざした改作が、造宮官司の点から大規模であったことが指摘できる。

## 第3章 長岡宮宮城門号考

### 付論 藤原宮・平城宮の宮城門号

藤原宮・平城宮の宮城門号を考定したものである。宮城の外郭の宮城垣には宮城門が開き、各各に門号が付けられている。宮城門号は初め宮城の守衛を職務とした氏の名に基づく氏族名門号、後に氏族名門号の音を基にして中国風の門号に変えた唐風門号が付けられた。宮城門号のまとまった史料として、弘仁式・貞観式・延喜式の陰陽寮式の条文があり、前二者が氏族名門号、後者が唐風

門号である。三代の式の十二の宮城門号の配置を考定し、その上で、弘仁式の門号が長岡宮、貞観式が平安宮の創建期、延喜式が同宮の818年以降の宮城門号であるとして、長岡宮・平安宮の十二宮城門号の配置を決定した。付論では、藤原宮・平城宮の宮城門号について、まとまった史料がないので、出土木簡などによって、可能なかぎり門号の配置を推定した。

#### 第4章 平安宮の造京式

12世紀初に編纂された「掌中歴」のなかに見出した、平安京の造営に関する延暦13年（794）造京式の史料的信憑性を確かめ、平安京の造営に関する興味深い事実を明らかにした。延暦13年造京式は元来970年に編纂された「口遊」に引用されていたもので、さらに内容的な検討からも史料的信憑性が確かめられる。この造京式は平安京の完成に当たって、その条坊、道路、築垣、溝などの規模を記したもので、平安京遷都の祝賀行事の中で天皇に貢奏された。

同式は、平安京の復原の基礎史料である「延喜式」左右京職式の条文の基になったものであり、また他の史料に見えない平安京の造営を担当した造宮使の官人の名を記録している点でも貴重な史料である。

## 論文審査結果の概要

本論文は、7世紀から9世紀までの日本古代の宮都に関する研究である。3部全11章から構成されている。

第1部は、7世紀の飛鳥の宮都についての研究である。第1章「飛鳥の須彌山と斎槻」は、592年から694年までのほぼ1世紀に飛鳥で営まれた倭京の構造を取り上げ、方格地割に基づくとの考えが発掘調査により否定されたことを受け、飛鳥寺の地域を検討した上で、倭京は歴代の宮室の集中、貴族・庶人の集住、寺の建立、宮の施設造営などによって自然に形成されたとし、斉明朝をその画期とする。第2章「飛鳥の漏刻台と時刻制の成立」では、飛鳥の水落遺跡が660年に造成された日本最古の漏刻台遺跡であることを論証し、日本における時刻制の成立過程と意義を考察する。時刻制は中国の天子が時間を支配するという考えに基づき官人の宮城への出・退勤の定刻制実現のため行われたもので、京の官人・庶人の生活は不定時法的な時法であったと論じる。第3章『「飛鳥浄御原宮」の宮号命名の意義』は、一般的に宮号は遷宮前後に地名により命名されるが、浄御原宮は遷宮14年後に、しかも地名によらずに命名されたことを問題とする。そしてその宮号は一種の嘉号で、命名以前に地名による通称が行われていたと想定する。

第2部は、8世紀の平城京、平城宮の構造を取り上げる。第1章「平城宮大極殿朝堂考」、第2章「平城宮大極殿朝堂再論」は平城宮でもっとも重要な大極殿・朝堂の変遷とその歴史的意義を論じる。平城宮跡に大極殿・朝堂跡と推定される地区としていわゆる中央区と東区の2つがある。第

1章は中央区は最初の、東区は第2次的な大極殿・朝堂であるとの説にのっとり考察し、(1)和銅創建の大極殿・朝堂を中央区の遺構に比定し、その後の721年に聖武即位をめざして始まる宮内改作で東区に大極殿・朝堂が造営された。(2)その後中央区は中宮-朝堂と呼ばれ、平安宮の豊楽院の原型となった、と論じる。第2章はその後の発掘調査の成果である発掘層位の比較検討などを通じ、中央区、東区の施設が併存すること、そして(1)下層・上層遺構とも藤原宮に始まる大極殿と十二朝堂の建物配置である。(2)和銅から740年の恭仁京遷都まで中央区が大極殿・朝堂と呼称され、平城京遷都から東区が大極殿・朝堂と呼ばれるようになる。(3)各施設の機能を検討し、奈良時代前半は中央区は儀式・饗宴など非日常的なハレの場、東区は政務の日常的なケの場で、奈良時代後半には東区が儀式・政務、中央区が饗宴の場となった。(4)奈良時代前半に中央区に新しい構造の大極殿-四朝堂が設けられるが、これは大宝律令の儀式と饗宴の重視を具現化したものである。奈良時代後半の、饗宴の中央区と儀式と政務の東区の併存は、平安宮の朝堂院と豊楽院の併存の原型となったものと論じる。第3章『「平城京市指図」と東西市の位置』は、「平城京市指図」を史料学的に検討し、市の坪付復原を行い市の四坪説を提示し、市指図の年代を天平初年から天平感宝元年の間とした。第4章「平城京の朱雀大路」は、律令制都城は律令国家の国家としての威容を国内外に示す政治都市で、朱雀大路と羅城門はそのために設けられた装置の一つであることを、その景観、維持・管理の体制などを通して論じる。

第3部は、古代宮都の諸問題について論じる。第1章「律令制都城の成立と展開」は、内裏、大極殿・朝堂の宮室中枢部と条坊制都城の二つの問題を中心にして、律令制都城の成立、完成、展開の過程を明らかにし、さらに律令国家にとっての都城の意義を考察する。第2章「八世紀造宮官司考」は、宮都の造営と改作の事業を、それを担当した造宮官司の検討を通して考察する。第3章「長岡宮宮城門号考」は、長岡宮・平安京の宮城門の門号を考定したものである。三代の式の十二の宮城門号の配置を考定し、弘仁式の門が長岡京、貞観式が創建期の平安京、延喜式が同京の818年以降の宮城門号であるとした。第4章「平安京の造京式」は、12世紀初に編纂された「掌中歴」にみる平安京造営に関する延喜13年造京式を、その史料的信憑性を確かめた上で、造宮使の任命官人を明らかにし、平安京造営に当たって京の内容を記した造京式が作成され、遷都後の祝賀行事で貢奏されたことなどを明らかにしている。

本論文は、日本書紀・律令など古代文献史料を基本に、歴大な最新の古代宮都の考古学調査史料を縦横に駆使して古代宮都の基本問題を解明した体系的論述となっている。論述に当たっては、先行研究を逐一検討して問題点を明確にし、文献と考古資料を博搜して複雑な問題を解明し、多くの新たな知見を提出している。その研究成果は他の追隨を許さぬものがあり、斯界の学問的發展に寄与するところきわめて大きい。

よって本論文の提出者は、博士(文学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。